

学 則

学校法人 協栄学園
伊勢志摩リハビリテーション専門学校

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 学則

第1章 総則 本校の目的

第1条 (目的)

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づき、一般教養、理学療法に関する専門的知識、技術を教授し、人間味あふれる医療福祉従事者を育成することを目的とする。

第2条 (名称)

本校は、伊勢志摩リハビリテーション専門学校と称する。

第3条 (住所)

本校は、三重県伊勢市御園町高向1658番地に置く。

第2章 教育課程、修業年限、学期、休業日及び授業終始の時刻

第4条 (課程、学科、入学資格、修業年限、定員)

1. 本校の教育課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

医療専門課程

学科名	昼夜別	修業年限	一学年の定員	総定員	学級数
理学療法学科	昼	4年	40人	160人	4学級

第5条 (在学年限)

学生は、8年を越えて在学することができない。

第6条 (学年、学期)

1. 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本学の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第7条 (休業日)

1. 本校の休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3. 夏季休業 7月21日から8月31日まで

4. 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

5. 春季休業 3月21日から4月7日まで

6. 創立記念日 12月9日

2. 校長は、前各号の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3. 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4. 3年生ならびに4年生の臨床実習は第1項の規定にかかわらず期間を定める。

第8条 (始業、終業時刻)

1. 本校の始業、終業時刻は、次のとおりとする。
月曜日から金曜日 9時から17時まで
土曜日 9時から13時まで
2. 授業開始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、学事行事、単位数及び授業時数

第9条 (教育課程、学事行事、単位数及び授業時数)

1. 本校の教育課程及び授業時数等は、別表 教育課程表のとおりとする。
2. 別表中、講義及び演習については15時間、実験、実習及び実技については45時間、臨床実習については45時間をもって1単位とする。
3. 本校の学事行事は、別表 学事行事表に定める。

第10条 (認定の基準)

1. 単位取得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。
2. 科目の評価は、出席、平素の業績および履修した授業科目について各学期若しくは学年毎に、又はその授業科目の授業が終わった後、適当な時期に行う定期試験の成績もしくは論文、報告書等によって行い、合格と判定されたときは、所定の単位が与えられる。
3. 出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
4. 各科目の成績は、以下の5段階にて評価し、D評価は不合格とする。
 - 1 S (90点以上)
 - 2 A (80点～89点)
 - 3 B (70点～79点)
 - 4 C (60点～69点)
 - 5 D (60点未満)
5. 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。
6. 進級は、当該学年の科目履修要件をすべて満たさなくてはならない。

第11条 (他の専修学校等における授業科目の履修)

1. 他の専修学校、大学等において別表に定める基礎科目を履修した者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、専門課程の修了に必要な総時間数の4分の1を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなすことができる。(様式第1号及び第2号)
2. 単位認定において、当該科目の履修状況の評価にて、必要に応じ試験等を実施する。

第4章 入学、休学、停学、退学、卒業及び賞罰

第12条（入学資格）

本校に入学することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第56条及び、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 高等学校卒業と同等、またはそれ以上の者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

第13条（入学選考）

本校へ入学を志願する者に対しては、書類審査、学力試験及び面接試験により選考を行う。

第14条（入学時期）

本校の入学時期は4月とする。

第15条（入学手続）

1. 本校に入学を志願する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第24条に定める入学検定料を添えて校長が指定する期日までに提出しなければならない。
2. 本校に入学を許可された者は、校長が指定する期日までに、誓約書及び第24条に規定する入学金を添えて、校長に提出しなければならない。

第16条（編入学ならびに転入学）

本校への編入学ならびに転入学を希望するものがある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ本校の学生にふさわしい人材であると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第17条（休学）

1. 学生は、病気のため引き続き3箇月以上就学することができないとき、又はその他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願（様式第3号）を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。
2. 生徒が休学しようとする時は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ校長に願い出て許可を受けなければならない。この場合においてその理由が傷病による時は医師の診断書を求める場合がある。
3. 休学期間は通算して1年以内とする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りでない。
4. 校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して休学を命ずることができる。
5. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 18 条（復学）（様式第 4 号）

1. 休学期間が満了となった学生は、校長の許可を得て復学するものとする。
2. 休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに校長に申し出なければならない。

第 19 条（退学）

学生が退学しようとするときは、保証人連署の上理由を記して校長に願い出て、許可を受けなければならない。（様式第 5 号）

第 20 条（卒業、卒業証書の授与）

1. 校長は、第 10 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けかつ卒業試験に合格した者について卒業を認定する。
2. 校長は、所定の課程（教育課程ならびに学事課程）を修了したと認めた者には、卒業証書（様式第 6 号）を授与する。

第 21 条（表彰）

品行方正、学術優秀な者および研究その他の業績の顕著な生徒に対して、校長は表彰を行うことがある。

第 22 条（懲戒）

1. 校長は、本校の規則に違反あるいは本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められた場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。
2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学、除籍とする。
3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して、校長はこれを命ずることができる。
 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 3. 正当な理由がなくて出席が常でない者
 4. 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
4. 停学が引き続き 3 箇月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第 5 章 健康管理

第 23 条（健康診断）

健康診断は毎年 1 回実施する。（様式第 7 号）

第 6 章 入学検定料、入学金及び授業料等

- #### 第 24 条
- 入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学料を入学を許可された者は授業料を納めなければならない。

第 25 条（納付金）

本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

医療専門課程 理学療法学科

入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設拡充費
20,000 円	190,000 円	840,000 円	300,000 円	200,000 円

第 26 条（返還）

既に納付した入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費（施設設備等の充実及び維持に要する費用）は返還しない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

第 7 章 教職員組織及び運営

第 27 条（教職員）

1. 本校は次の教職員を置く。

1. 校長 1 名
2. 副校長 1 名
3. 専任教員 6 名
4. 講師 若干名
5. 事務職員 1 名

第 28 条（雑則）

この学則の実施に関し必要な細則は校長が定める。

附則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より改正する。
この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より改正する。
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より改正する。
この学則は、令和 2 年 4 月 1 日より改正する。

教育課程表

教育課程表

教育内容		科目名	単位数				時間数	1年 (単位)	2年 (単位)	3年 (単位)	4年 (単位)
			講義	演習	実習	計					
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解 (17単位)	心理学	2			2	30	30(2)			
		医療倫理論	1			1	15	15(1)			
		健康科学	2			2	30	30(2)			
		統計学	2			2	30	30(2)			
		情報科学	2			2	30	30(2)			
		保健体育			1	1	45	45(1)			
		英語	2			2	30	30(2)			
		コミュニケーションと社会参加 スタディスキル	1	2		3	45	45(3)			
		小計	12	4	1	17	285	285(17)	0(0)	0(0)	0(0)
	小計		12	4	1	17	285	285(17)	0(0)	0(0)	0(0)
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び 心身の発達 (34単位)	解剖学	4	4		8	120	120(8)			
		機能解剖学(Ⅰ)	2			2	30		30(2)		
		機能解剖学(Ⅱ)	2			2	30		30(2)		
		機能解剖学(Ⅲ)	2			2	30		30(2)		
		体表解剖学(Ⅰ)	1	2		3	45	45(3)			
		体表解剖学(Ⅱ)	1	2		3	45		45(3)		
		生理学(Ⅰ)	3	2	1	6	120	120(6)			
		生理学(Ⅱ)	2			2	30		30(2)		
		運動学	3	2	1	6	120	120(6)			
	(34単位) 小計		20	12	2	34	570	405(23)	165(11)	0(0)	0(0)
	疾病と傷害の成り立ち 及び 回復過程の促進 (19単位)	臨床心理学	2			2	30		30(2)		
		運動発達学	2			2	30	30(2)			
		医学医療概論	2			2	30	30(2)			
		整形外科科学	4			4	60		60(4)		
		総合内科学	8			8	120		120(8)		
		精神疾患とリハビリテーション	1			1	15		15(1)		
		小計	19	0	0	19	285	60(4)	225(15)	0(0)	0(0)
	保健医療福祉と リハビリテーションの理念 (10単位)	社会福祉学	2			2	30	30(2)			
		多職種連携論	1	2		3	45		45(3)		
		リハビリテーション学	2			2	30	30(2)			
		障がい者スポーツ論	1			1	15		15(1)		
		保健医療福祉制度論	2			2	30		30(2)		
		小計	8	2	0	10	150	60(4)	90(6)	0(0)	0(0)
	小計		47	14	2	63	1005	525(31)	480(32)	0(0)	0(0)
専門分野	基礎理学療法学 (19単位)	理学療法概論	2			2	30	30(2)			
		キャリアアップセミナー	2	15		17	255			30(2)	225(15)
		小計	4	15	0	19	285	30(2)	0(0)	30(2)	225(15)
	理学療法管理学 (2単位)	理学療法管理学	2			2	30			30(2)	
		小計	2	0	0	2	30	0(0)	0(0)	30(2)	0(0)
	理学療法評価学 (14単位)	理学療法評価学(Ⅰ)	2			2	30		30(2)		
		理学療法評価学(Ⅱ)	2			2	30			30(2)	
		検査・測定法(Ⅰ)	2		2	4	120		120(4)		
		検査・測定法(Ⅱ)	1	3		4	60			60(4)	
		画像評価法	2			2	30			30(2)	
		小計	9	3	2	14	270	0(0)	150(6)	120(8)	0(0)
	理学療法治療学 (29単位)	運動療法学	2			2	30		30(2)		
		物理療法学	2	1		3	45		45(3)		
		日常生活活動学	2	1		3	45		45(3)		
		義肢装具学	3		1	4	90			90(4)	
		骨関節障害理学療法学	3		1	4	90			90(4)	
		神経障害理学療法学	3		1	4	90			90(4)	
		内部障害理学療法学	1		1	2	60			60(2)	
		OSCE	1	3	1	5	105			105(5)	
		スポーツ理学療法学	2			2	30			30(2)	
		小計	19	5	5	29	585	0(0)	120(8)	465(21)	0(0)
	地域理学療法学 (4単位)	地域理学療法	2			2	30			30(2)	
		生活環境論	2			2	30			30(2)	
		小計	4	0	0	4	60	0(0)	0(0)	60(4)	0(0)
	臨床実習 (20単位)	見学実習			1	1	45		45(1)		
		評価実習			5	5	225		45(1)	180(4)	
		総合臨床実習			14	14	630				630(14)
		小計			20	20	900	0(0)	90(2)	180(4)	630(14)
合計		97	41	30	168	3420	840(50)	840(48)	885(41)	855(29)	